

1. 実務経歴書の入力方法

実務経歴書入力フォーム

| 番号 | 勤務先（部課名まで） 所在地 地位職名 | 在職期間 (業務期間が重複しないよう年代順に記入して下さい。) | | この期間における実務全体の内容および建築設備の実務の内容 (在職期間①に対する建築設備の実務の占める割合⑤を(%)に入力) | | 実務期間 ①×⑥ 年 か月 |
|----|---|--|-------------|--|---|---------------------|
| | | 【開始年月】 から 【終了年月】 | 期間② 年 か月 | | 自動計算されます。 | |
| | 年 | | か月 | | | |
| 1 | <div style="border: 2px solid red; height: 100px; width: 100%;"></div> ① <div style="border: 2px solid red; height: 100px; width: 100%;"></div> ③ | <div style="border: 2px solid red; height: 100px; width: 100%;"></div> ② 平成 ④ ② から ② 令和 ④ ② 年 ② 月 | | | <div style="border: 2px solid red; height: 100px; width: 100%;"></div> ④ ⑤ 建築設備の割合: ⑤ (%) | |

・「建築設備に関する実務経験」として認められる在職期間が含まれているもののみを入力して下さい。

・実務経歴は、工事現場や案件ごとではなく、勤務先の部課ごとに入力して下さい。

①欄の入力方法

- ・「勤務先」については部課名まで、「所在地」については番地まで入力して下さい。
- ・部署異動、転職等があった場合には、次の番号の欄に入力して下さい。

②欄の入力方法

「在職期間」は、「第一次試験」(学科)の試験日前日(令和8年6月20日)まで考慮に入れることができます。

③欄の入力方法

「地位職名」については、実務経歴ごとの最終の立場を入力して下さい。

④欄の入力方法

「実務の内容」については、次の「建築物の種類」、「建築設備の内容」、「職務の内容」の全てを含んだ内容を入力して下さい。(いざれかが欠けている場合は、具体的な内容でないと判断され、受験資格無しと判断される場合があります。)

- ・「建築物の種類」とは、

「共同住宅」、「事務所ビル」、「ホテル」、「病院」、「工場」等のことである。

(船舶、道路等は建築物に該当しませんので、それらに係る実務経験は、建築設備の実務経験として認められません。)

- ・「建築設備の内容」とは、

建築物に設ける「空調・換気設備」、「給排水衛生設備」、「電気設備」、「昇降機」等のことである。

(建築物に設ける設備・機器等であっても、発電所の発電設備、浄水場の水処理設備、工場の生産設備等の事業用の設備は、建築設備として認められない場合があります。)

- ・「職務の内容」とは、

建築設備の設計・工事監理、施工管理、積算、保全改修を伴う維持管理、営繕業務、教育、研究、システムの設計業務等のことである。

(設計図書のトレース、計器類の監視・記録、機器類の運転、工事施工における単純労働等は、建築設備の実務の経験として認められません。)

⑤欄の入力方法

- ・建築設備の実務に占める割合が100%以外の場合は、その理由を上記④の欄に入力して下さい。
- ・「建築物全般の設計・工事管理、施工管理等の実務に携わっていた方で、その在職期間に対する建築設備の実務の占める割合が50%を超える場合」は、実務経験内容補足説明書(総合案内書を参照ください。)を作成して下さい。

2. 実務経歴書の入力例(実務経歴書入力フォーム④欄・⑤欄の入力例)

(1) 良い例

マンション・事務所ビル等の給排水衛生設備について、設計・積算を行った。

建築設備の割合：(100%)

解説：建築物の種類、建築設備の内容及び職務の内容の全てについて、入力している。

事務所ビル・ショッピングセンター等について、建築物全体の設計を行い、意匠、構造、設備(空調・衛生・電気)等の設計を行った。実務経験の割合は、それぞれ1/3程度である。

建築設備の割合：(33%)

解説：建築物の種類、建築設備の内容、職務の内容の入力があるとともに、割合の説明がある。

発電所の電気設備の施工管理を行った。行った工事の50%は、発電所の建屋(事務所部分)に対する受変電、照明等の電気設備工事であり、残りの50%は、事業用の発電に係るものである。

建築設備の割合：(50%)

解説：建築物の種類、建築設備の内容、職務の内容の入力があるとともに、割合の説明がある。

(2) 悪い例

空調設備の設計を行った。

建築設備の割合：(100%)

解説：建築設備とは、建築物に設ける設備であるが、建築物の種類の入力がないので、建築設備であるかどうかの判断がつかない。

マンション等の施工を行った。

建築設備の割合：(100%)

解説：建築設備の内容の入力がないので、建築設備の実務経験として認められない。また、「施工」のみの記述では、「工事施工における単純労働」であるとの解釈もできるので、建築設備の実務経験としては認められない。

工場の設備の改修工事の施工管理を行った。

建築設備の割合：(100%)

解説：「設備」のみ記述では、「事業用の生産設備」であるとの解釈もできるので、建築設備の実務経験としては認められない。

マンション・事務所ビル等について、建築物の意匠、構造、設備(空調・衛生・電気)等の設計を全て行った。

建築設備の割合：(100%)

解説：建築設備以外の実務内容があるにも関わらず、建築設備の割合を100%としているので、実務の割合を減らす必要がある。なお、建築物全般の設計等に携わっており、建築設備に対する実務経験が50%を超える場合は、実務経験内容補足説明書(総合案内書を参照ください。)が必要です。